

令和4年（ネ）第3330号 除名処分無効確認等請求控訴事件

控訴人 池田利恵

被控訴人 自由民主党 外2名

控訴理由書

令和4年9月7日

東京高等裁判所第12民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 南 出 喜 久 治

(目次)

第一 序論	2
第二 総論	2
一 原判決の判断の骨子	2
二 間接適用説と法令の制定	2
三 昭和42年5月24日最高裁判所大法廷判決	3
四 昭和47年11月9日最高裁判所第一小法廷判決	4
五 昭和63年12月20日最高裁判所第三小法廷判決	7
六 精神的自由権の優越性	10
七 小括	11
第三 各論（原判決の第3について）	11
一 争点6(本件損害賠償請求権の有無)について	11
二 争点1(本件無効確認請求に係る訴えの適法性)について	12
三 争点3(本件差止請求に係る訴えの適法性)について	12
四 争点4(本件義務確認請求に係る訴えの適法性)について	13
五 争点2及び争点5について	13

第一 序論

- 一 原判決には、以下に述べる通り、憲法違反、判例違反、重大な事実誤認、判断の遺脱、理由不備、法令の解釈適用の誤りなどの様々な違法があるので、速やかに破棄されるべきである。
- 二 1 原判決の事実摘示では、控訴人の主要な事実上及び法律上の主張の多くの摘示を欠落させ、これらに関する判断の多くを回避するなど、事実上及び法律上の主張の摘示の誤り、摘示の欠落及び判断の回避がなされてゐる。
- 2 そして、そのことに起因して事実誤認、理由不備等の違法があることから、当審においては、原判決の事実摘示の結果をそのまま援用して陳述することはできない。
- 3 従つて、控訴人は、あくまでも原審での控訴人の訴状及びすべての準備書面によつて主張したとおりであると陳述するものである。

第二 総論

一 原判決の判断の骨子

- 1 原判決は、部分社会論に基づき、本件各処分が「内部規律」、「市民法秩序」の観点から司法審査の対象とはならないとするものである。
- 2 そこで、各論的に、原判決の個々争点についての具体的な説示に対する反論を行ふ前に、総論的に原判決の判断が憲法及び判例に違反してゐることについて以下のとおり主張する。

二 間接適用説と法令の制定

- 1 判例は、三菱樹脂事件における昭和48年12月12日最高裁判所大法廷判決（民集第27卷11号1536頁）、昭和女子大事件における昭和49年7月19日最高裁判所第三小法廷判決（民集第28卷5号790頁）及び日産自動車事件における昭和56年3月24日最高裁判所第三小法廷判決（民集第35卷2号300頁）において、憲法の規定を私人間において直接に適用されることはないが、私的自治の原則などは尊重されとしても、公序良俗違反（民法第90条）などの解釈・適用において憲法の趣旨が間接的に適用されるとの間接適用説に立つてゐる。
- 2 私的自治の原則を逸脱する公序良俗違反は、憲法の趣旨を損なふものとして間接適用の典型例であるが、その他、適正手続違反や権利濫用などの一般条項違反も含まれるのである。

- 3 また、一般には私的自治の原則が妥当する団体法秩序について、その内部の紛争についても、抽象的な一般条項によらずして、団体構成員に団体の決議の瑕疵についての具体的な裁判権を付与して「争訟性」を認めた一般法として、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」といふ。）が制定された。
- 4 つまり、一般法人法は、原判決が引用する「最高裁昭和63年判決」（昭和63年12月20日最高裁判所第三小法廷判決）及び前記1の3つの最高裁判決が出された以後において制定されたものであり、特に、政党に関する法制度は、平成6年に「政党助成法」（平成6年法律第5号）及び「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」（平成6年法律第106号。以下「政党法人法」といふ。）が制定され、平成18年の一般法人法の制定に伴って、政党法人法の改正なされたことにより、これまで、「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題」といふ極めて抽象的な意味内容についても解釈の変更を余儀なくされる社会状況が生まれたのである。
- 5 平成18年の一般法人法の制定に伴って、政党法人法第8条は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、法人である政党等について準用する。」と改正された。この一般法人法第78条は、「一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。」と定められてをり、この「第三者」は、当然に「党员」を含むことになったのである。
- 6 その結果、一般法人法は政党にも適用ないし類推適用されることとなり、部分社会論は、一般条項によらずとも否定されることになったのである。
- 7 そもそも、部分社会論は、憲法上の根拠がなく、裁判所法第3条第1項の「一切の法律上の争訟」の範囲から法的根拠もなく除外してきた違憲違法の理論であつて、「一般市民法秩序」といふ論理を維持しえななつた。「一切」の法律上の争訟が司法審査の対象となるのであるから、「法律上」の争訟とは認識できない純粹に学術的なものや自由裁量の領域以外のすべては、司法審査の対象となるのである。

三 昭和42年5月24日最高裁判所大法廷判決

- 1 いはゆる佐賀県議会事件についての昭和42年5月24日最高裁判所大法廷判決（刑集21巻4号505頁。以下「昭和42年最判」といふ。）は、地方議員の免責特権を否定し、次のとおり説示した。

「憲法上、国権の最高機関たる国会について、広範な議院自律権を認め、ことに、議員の発言について、憲法五一条に、いわゆる免責特権を与えているからといて、その理をそのまま直ちに地方議会にあてはめ、地方議会についても

、国会と同様の議会自治・議会自律の原則を認め、さらに、地方議会議員の発言についても、いわゆる免責特権を憲法上保障しているものと解すべき根拠はない。もつとも、地方議会についても、法律の定めるところにより、その機能を適切に果たさせるため、ある程度に自治・自律の権能が認められてはいるが、その自治・自律の権能が認められている範囲内の行為についても、原則的に、裁判所の司法審査権の介入が許されるべきことは、当裁判所の判例（昭和三〇年（オ）第四三〇号同三五年三月九日大法廷判決、民集一四卷三号三五五頁参照）の示すとおりである。」

- 2 この事案は、公務執行妨害罪、監禁罪及び職務強要罪などの刑事事件であつて、およそ免責特権の守備範囲外の事件であつて、このやうな犯罪行為に免責特権が付与されないことは当然のことであつたが、昭和42年最判が引用してゐる昭和35年3月9日最高裁判所大法廷判決（以下「昭和35年最判」といふ。）が、裁判所法第3条第1項で裁判所に「一切の法律上の争訟」の権限があるにもかかわらず、この「一切」を否定して制限する部分社会論を採用してゐるとすれば、司法判断が及ばない多くの争訟の領域を認めることとなつて、司法権限の放棄に等しい違憲の論理であることから、昭和42年最判は、「地方議会についても、法律の定めるところにより、その機能を適切に果たさせるため、ある程度に自治・自律の権能が認められてはいるが、その自治・自律の権能が認められている範囲内の行為についても、原則的に、裁判所の司法審査権の介入が許されるべきことは、当裁判所の判例（昭和三〇年（オ）第四三〇号同三五年三月九日大法廷判決、民集一四卷三号三五五頁参照）の示すとおりである。」として、昭和42年最判は、昭和35年最判が「原則的に、裁判所の司法審査権の介入が許される」と説示したものであり、あるいは、昭和35年最判を実質的に変更したものと解釈されるのである。
- 3 つまり、昭和42年最判は、地方議会の事案であるものの、これは政党などの部分社会一般について妥当するものであり、内部規律とか一般市民法社会などの抽象的かつ曖昧な基準で「争訟性」を否定することはできないことを説示してゐるのである。

四 昭和47年11月9日最高裁判所第一小法廷判決

- 1 団体法理による訴訟提起の確認の利益に関して、学校法人の理事会および評議員会の決議が無効であることの確認を求める請求訴訟について、昭和47年11月9日最高裁判所第一小法廷判決（民集26卷9号1513頁。以下「昭和47年最判」といふ。）は、次のとおり説示した。

「原審は、被上告法人の本件各理事会および評議員会の決議が無効であることの確認を求める上告人らの請求につき、法律に特別の規定のないかぎり、単な

る事実の確認または過去の法律関係の存否の確認を求めることは、その利益がないものとして許されないものであるところ、学校法人の理事会または評議員会の決議は、それによつて法律効果が生ずる場合でも、法律効果発生の特件事実であるにすぎず、しかも、私立学校法は、商法二五二条のような決議の無効確認の訴を認める規定を設けていないから、決議に基づいて発生した現在の具体的権利または法律関係の存否の確認を求めるのは格別、抽象的、総括的に過去の決議に遡つてその無効確認を求めることは、その利益を欠き、許されないものと解すべきであるとして、上告人らの訴を不適法と判断したのである。

思うに、およそ確認の訴におけるいわゆる確認の利益は、判決をもつて法律関係の存否を確定することが、その法律関係に関する法律上の紛争を解決し、当事者の法律上の地位の不安、危険を除去するために必要かつ適切である場合に認められる。

このような法律関係の存否の確定は、右の目的のために最も直接的かつ効果的になされることを要し、通常は、紛争の直接の対象である現在の法律関係について個別にその確認を求めるのが適当であるとともに、それをもつて足り、その前提となる法律関係、とくに過去の法律関係に遡つてその存否の確認を求めることは、その利益を欠くものと解される。しかし、ある基本的な法律関係から生じた法律効果につき現在法律上の紛争が存在し、現在の権利または法律関係の個別的な確定が必ずしも紛争の抜本的解決をもたらさず、かえつて、これらの権利または法律関係の基本となる法律関係を確定することが、紛争の直接かつ抜本的な解決のため最も適切かつ必要と認められる場合においては、右の基本的な法律関係の存否の確認を求める訴も、それが現在の法律関係であるか過去のそれであるかを問わず、確認の利益があるものと認めて、これを許容すべきものと解するのが相当である。

ところで、法人の意思決定機関である会議体の決議は、法人の対内および対外関係における諸般の法律関係の基礎をなすものであるから、その決議の効力に関する疑義が前提となつて、右決議から派生した各種の法律関係につき現在紛争が存在するときに、決議自体の効力を既判力をもつて確定することが、紛争の解決のために最も有効適切な手段である場合がありうることは、否定しえないところと解される。

商法二五二条は、株式会社における株主総会の決議の内容が法令または定款に違反する場合においては、その決議の無効の確認を請求する訴を提起することができ、決議を無効とする判決は、第三者に効力を及ぼす旨を規定しているが、これは、右のように、決議自体の効力を確定することが、決議を基礎とする諸般の法律関係について存する現在の法律上の紛争を抜本的に解決し、かつ、会社に関する法律関係を明確かつ画一的に決するための手段として、最も適

切かつ必要であることに鑑み、かかる訴につき確認の利益を肯定したものと解される。そして、このような紛争の抜本的解決の必要性が株式会社のみの特有の現象であるとして、かかる訴がとくに例外的に認められたというものでないことは、他の若干の法人の意思決定機関の決議につき商法二五二条を準用する規定の存することによつても、窺い知ることができるのであるが、さらに、実定法上その旨の明文の規定が存在しない法人にあつても、同様の趣旨において、意思決定機関の決議がその本来の効力を生じたかどうかを確定することを求める訴を許容する実益の存する場合があることは否定しがたく、この点につき右の準用規定の存する法人と然らざるものとで截然と区別する実質的な理由は認められないのであつて、明文の準用規定を設けていない法人についても、商法二五二条を類推適用することは必ずしも許されないことではないと解すべきである。本件におけるように、学校法人の理事会または評議員会の決議が、理事、理事長、監事の選任ないし互選、それらの者の辞任の承認等を内容とする場合に、右決議の効力に疑義が存するときは、右決議に基づくこれら役員 の地位について争いを生じ、ひいては、その後の理事会等の成立、他の役員 の資格、役員 のした業務執行行為および代表行為の効力等派生する法律関係について連鎖的に種々の紛争が生じうるのであつて、このような場合には、基本となる決議自体の効力を確定することが、紛争の抜本的解決のため適切かつ必要な手段であるというべきであり、私立学校法が商法二五二条を準用する規定を設けていないことを理由に、右決議の効力を争う訴につきその利益を否定することは、相当でないのである。

したがつて、学校法人の理事会または評議員会の決議の無効の確認を求める訴は、現に存する法律上の紛争の解決のため適切かつ必要と認められる場合には、許容されるものと解するのが相当である。これと異なり、前示のような見解のもとに、ただちに、本件各決議の無効確認の訴を不適法として却下した原審の判断は、違法たるを免れないものというべきである。」

- 2 この昭和47年最判は、公益法人である学校法人に、営利法人を規律した旧商法第252条（現行会社法第830条第1項）の株主総会等の決議不存在または無効の確認の訴について、利害関係人に当事者適格を認め、確認の利益も肯定するといふものである。
- 3 これは、それが公益法人であるか営利法人であるかといふ区別をすることなく、一般の団体法理に基づいて、構成員の共益権としての決議無効確認請求の訴権を肯定したものである。
- 4 昭和47年最判では、平成18年法律第48号の一般法人法制定前であるが、団体法理における訴訟態様について旧商法の適用を肯定する昭和47年最判の立場からすれば、本件においても、一般法人法の訴訟態様の類推適用もまた当然に肯定されること

になる。

五 昭和63年12月20日最高裁判所第三小法廷判決

- 1 ところで、原判決が政党に関する部分社会論の根拠として引用する最高裁昭和63年12月20日第三小法廷判決（集民155号405頁。（以下「昭和63年最判」といふ。）は、政党に関する判断としては唯一のものである。この判例は、控訴人の原審における準備書面（3）一覧表⑩の判例であり、同準備書面は、部分社会論に関する体系的な分析を行つたものであるが、原審はこの分析的主張の適示すらしなかつたのである。
- 2 ところで、昭和63年最判は、裁判要旨のみで分析評価することはできず、その判決文のすべてに基づいて評価されなければならないものであるから、以下にその判決文のすべてを記載する。

「政党は、政治上の信条、意見等を共通にする者が任意に結成する政治結社であつて、内部的には、通常、自律的規範を有し、その成員である黨員に対して政治的忠誠を要求したり、一定の統制を施すなどの自治権能を有するものであり、国民がその政治的意思を国政に反映させ実現させるための最も有効な媒体であつて、議会制民主主義を支える上においてきわめて重要な存在であるといふことができる。したがつて、各人に対して、政党を結成し、又は政党に加入し、若しくはそれから脱退する自由を保障するとともに、政党に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をなしうる自由を保障しなければならない。他方、右のような政党の性質、目的からすると、自由な意思によつて政党を結成し、あるいはそれに加入した以上、黨員が政党の存立及び組織の秩序維持のために、自己の権利や自由を一定の制約を受けることがあることもまた当然である。右のような政党の結成としての自主性にかんがみると、政党の内部的自律権に属する行為は、法律に特別の定めのない限り尊重すべきであるから、政党が組織内の自律的運営として黨員に対してした除名その他の処分^のの当否については、原則として自律的な解決に委ねるのを相当とし、したがつて、政党が黨員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばないというべきであり、他方、右処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であつても、右処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則つてされたか否かによつて決すべきであり、その審理も右の点に限られるものといわなければならない。

本件記録によれば、被上告人は前記説示に係る政党に当たるといふことができ

、本訴請求は、要するに、被上告人と上告人との間で、上告人が党幹部としての地位を有することを前提として、その任務の遂行を保障する目的で上告人に党施設としての本件建物を使用収益させることを内容とする契約が締結されたが、上告人が被上告人から除名されたことを理由として、本件建物の明渡及び賃料相当損害金の支払を求めるものであるところ、右請求が司法審査の対象になることはいうまでもないが、他方、右請求の原因としての除名処分は、本来、政党の内部規律の問題としてその自治的措置に委ねられるべきものであるから、その当否については、適正な手続を履践したか否かの観点から審理判断されなければならない。そして、所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らし正当として是認することができ、右事実関係によれば、被上告人は、自律的規範として党規約を有し、本件除名処分は右規約に則つてされたものということができ、右規約が公序良俗に反するなどの特段の事情のあることについて主張立証もない本件においては、その手続には何らの違法もないというべきであるから、右除名処分は有効であるといわなければならない。

これと同旨に帰する原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。右違法のあることを前提とする所論違憲の主張は、失当である。

論旨は、ひつきよう、右と異なる見解に基づいて原判決を論難するか、又は原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。」

- 3(1) このうち、「政党の内部的自律権に属する行為は、法律に特別の定めのない限り尊重すべきである」とあり、「法律に特別の定めのない限り」との限定がある。
- (2) この昭和63年最判の時点では、一般法人法、政党助成法及び政党法人法などは成立してゐないので、この時点では「法律に特別の定め」が存在してゐない状態であるので、法律に特別の定めがなされた以後においては、昭和63年最判が適用される守備範囲は本件には及ばないことになる。
- (3) 前述したとおり、政党法人法第8条は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、法人である政党等について準用する。」と改正され、この一般法人法第78条は、「一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。」と定められてをり、この「第三者」は、当然に「党员」を含むものであるから、これにより自民党と党员との間には「一般市民法秩序と直接の関係」が認められることになつたのであり、内部問題と外部問題とは区別されることがなくなつたのである。

- 4(1) また、「政党が党員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り」とある点についても、「一般市民法秩序」といふ意味が必ずしも定かではない。特に、団体内における「一般市民法秩序」といふのは、団体内における「一般団体法秩序」とどのやうに関連するのかについても定かではないのである。
- (2) しかし、おそらくは、構成員が団体との関係とは別個に対外的な関係を一般市民法秩序とするのであれば、本件各処分によつて、控訴人は、対外的に支持者・支援者との関係で、自民党除名といふ処分によつて、政治活動、選挙運動等に直接的な影響をもたらしたのである。日野市議会議員としての控訴人の立ち位置が自民党所属の議員であるか、自民党を除名された無所属の議員であるかによつて、政治活動及び選挙活動の態様は大きく異なるのである。それは、日野支部での役職の変更などの内部的な問題ではなく、控訴人の支援者及び支持者との関係で政治生命に影響する問題なのであり、内部的な問題にとどまるものではないのである。
- (3) ましてや、除名の公表等による選挙活動や政治活動の制約は、一般市民としての権利利益を侵害してあるので、単なる内部的な問題であるとは到底言へないのである。
- 5(1) さらに、「当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則つてされたか否かによつて決すべき」との点についても、本件各処分は、公序良俗に違反し、さらに条理にも違反してゐるのである。
- (2) そもそも、マスク着用の法的義務はなく、自民党においても、党員に対してマスク着用を義務づける規範（党則及び政策決定など）も存在しない。本件各処分を行つた被控訴人ら一握りの者による独断による恣意的な判断なのであつて、そのやうな規範が存在しないにもかかわらず、独断的な判断で規範違反であるとして除名処分まで行つたのであつて、公序良俗違反であることは明らかである。
- (3) つまり、「規範を有しないとき」に該当するのであるから、本件各処分が「条理に基づき、適正な手続に則つてされたか否かによつて決すべき」なのであるから、そもそも根拠のない除名処分は「条理」に反するものであり、その処分を基礎付ける根拠についての審査すらしないことは「適正な手続に則つてされた」ものではないことが明らかなのである。
- (4) また、適正手続違反といふのは、手続的正義だけでなく、実体的正義も含めた「法の正義」が求められてゐることは、訴状で主張したとおりであるが、原判決は、その主張の適示すら行はなかつた違法がある。
- (5) マスク着用の法的義務がないことについては、控訴人が原審において弁論再開を求めるための準備書面（7）において、国立感染症研究所の令和4年3月28日に発

表した見解に基づいて、ウイルス感染経路の第一番の原因は、エアロゾル感染であり、その予防策は換気であることから、ソーシャルディスタンスを維持する限り飛沫感染の危険はなくマスクは不要といふことが明らかになったのであるから、マスク着用を求めることの非科学性が明らかとなったのである（なほ、控訴人の原審に提出した準備書面（7）は、当審において陳述する。）。

- (6) 仮に、自民党の党則その他の規範によつてマスク着用義務を定めてみたとしても、一般市民でもある控訴人に対して法的義務のないマスク着用を強制することは、義務なきことを行はしめる強要罪（刑法第223条第1項）に該当する犯罪行為であつて、強要行為を前提とする本件各処分は、明らかに公序良俗に違反するのである。

六 精神的自由権の優越性

- 1 表現の自由などの精神的自由権は、経済的自由権と比較して、優越的地位が認められてゐる。控訴人の政治活動、選挙活動を支へてゐる表現の自由は、マスク着用の無用性、危険性などについての主張において当然保障されてゐるものである。
- 2 ましてや、政権与党である自民党は、実質的には国家組織と同視しうる政治権力を有してをり、自民党の行為は国家行為と同視しうるものであつて、憲法の直接適用を認めるべきであるが、仮に、間接適用説に立つても、控訴人に対する本件各処分は、控訴人の政治活動等を排除するものであつて公序良俗違反であることが明らかである。
- 3 (1) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独禁法」といふ。）第19条が禁止する「不公正な取引方法」の態様として、同法第2条第9項第5号及び一般指定（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第14項には、「優越的地位の濫用」として、「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。」とし、同第3号において、「相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること。」、第4号では、「前三号に該当する行為のほか、取引の条件又は実施について相手方に不利益を与えること。」と定めてゐる。
- (2) さらに、独禁法第2条第9項第6号では、「前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの」として、「ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。」及び「ホ 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。」を禁止してゐる。
- (3) そして、このやうな絶対的強者と、その下でホールド・アップ状態にある絶対的弱者との間での優越的地位の濫用の事例としては、公正取引委員会勧告審決（

平成17年12月26日審決集52巻436頁) などがある。これは、特定の金融機関と主要な融資取引を行つてゐる中小企業者としては、直ちに他の金融機関に借り換へることが困難であり、そのやうな状態をホールド・アップ状態と認定してゐるのと同様に、完成に至るまでの請負契約を締結した場合は、借り換へに等しい請負人等の変更は容易ではなく、まさにそのやうな状態は、ホールド・アップ状態なのであり、この優越的地位の濫用は無効とされてゐるのである。

- 4 このやうに、経済的自由権の領域においても優越的地位の濫用は否定されてゐるのであれば、経済的自由権よりも優越的地位にある精神的自由権の領域でも、優越的地位の濫用を否定する論理が適用されることは当然のことであり、本件各処分が違憲違法であつて無効であることは当然のことなのである。

七 小括

- 1 以上の理由により、原判決の依拠する部分社会論は、根拠が薄弱で完全に理論的に破綻してゐることが明らかである。
- 2 よつて、原判決の争点に対する判断を検討するまでもなく、原判決は破棄されなければならない。

第三 各論（原判決の第3について）

一 争点6(本件損害賠償請求権の有無)について

- 1 前記第二で述べたとほり、原判決の判断は失当である。
- 2 原判決は、「本件各処分が政党の内部規律との問題にとどまる限り、政党の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断すべきものと解するのが相当である(最高裁平成31年2月14日第一小法廷判決・民集73巻2号123頁参照)。」と説示するが、「本件各処分が政党の内部規律との問題」にとどまるものではないことは前述したとほりであり、前提を欠いた判断であるから失当である。
- 3 すなはち、原判決は、「原告は、本件各処分により被告自民党の黨員としての地位を失うことになるが、本件各処分は、原告の議員としての地位に影響を与えるものではなく、原告の俸給やその政治活動に特段の法的な制限をかけるものであったとは認められず、本件各処分は、被告自民党の内部規律の問題にとどまるものというべきであるから、その適否については被告自民党の自律的な判断を尊重すべきである。」とするが、控訴人の政治活動及び選挙活動に前述のとほり多大な影響を及ぼすことを看過した点において、著しい事実誤認がある。
- 4 また、原判決は、「そうすると、本件各処分が違法な行為に当たるとは認められ

ないから、本件損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。」とするが、内部規律の問題であることと、本件各処分の違法性の問題とは関係がないのであつて、法令の解釈適用を誤つたものと言はさせるを得ない。

- 5 さらに、原判決は、損害賠償請求について請求棄却を言渡したが、本件各処分の主体について、被控訴人は東京都連であると主張してをり、これも争点として適示すべきであるにかかはらず、これを適示せず、かつ判断をしないまま、請求棄却をして、却下しなかつたのであるから、本件書く処分主体を被控訴人自民党であると判断したことになる。これについても理由不備の違法がある。

二 争点1(本件無効確認請求に係る訴えの適法性)について

- 1 ここでの判断も以下の理由により失当である。
- 2 昭和47年最判については、前記第二の四で示したとほり、「ある基本的な法律関係から生じた法律効果につき現在法律上の紛争が存在し、現在の権利または法律関係の個別的な確定が必ずしも紛争の抜本的解決をもたらさず、かえつて、これらの権利または法律関係の基本となる法律関係を確定することが、紛争の直接かつ抜本的な解決のため最も適切かつ必要と認められる場合においては、右の基本的な法律関係の存否の確認を求める訴も、それが現在の法律関係であるか過去のそれであるかを問わず、確認の利益があるものと認めて、これを許容すべきものと解するのが相当である。」と説示してゐるのである。
- 3 よつて、原判決は、この判旨に基づかないものであるから、破棄されなければならない。

三 争点3(本件差止請求に係る訴えの適法性)について

- 1 ここでの判断も以下の理由により失当である。
- 2 本件差止請求は、妨害予防請求権ないし妨害排除請求権に基づくものであつて、それは控訴人の党员としての地位があることを前提とし、党员の地位の存在を前提とするものであるから、それが自体が不適法であるとする理由が全く示されてをらず、理由不備及び法令の解釈適用の誤りがある。
- 3 また、原判決は、「それがいかなる性質及び内容の妨害予防請求権ないし妨害排除請求権であるかが明らかでない。」とし、「政党が組織の秩序維持のためにいかなる処分を下すかは、同様に、政党の内部規律の問題にとどまり、その自律的な判断を尊重すべきであることからすると、本件差止請求は認められない。」とする。
- 4 しかし、前述のとほり、一般法人法によつて、内部規律の問題についても訴権が認められ、争訟性を肯定してゐるのであつて、内部規律の問題として除外されるも

のではないのである。

四 争点4(本件義務確認請求に係る訴えの適法性)について

- 1 これについても前記三と同様であり、控訴人の「*党則3条の2第3号及びロバート議事規則に基づく政策提案権の行使*」は、一般法人法の適用及び類推適用によつて認められるものであり、自民党に終局的な判断を求めるのではなく、あくまでも「提案権」の行使に過ぎないのである。
- 2 これもまた、控訴人の黨員としての地位を前提とした権利であるから、これが除名によつて黨員資格を喪失して認められないといふことであつても、不適法却下される理由はない。

五 争点2及び争点5について

- 1 争点2（本件各処分^の違法・無効性）及び争点5（本件差止請求権及び本件義務の有無）については、争点の事実適示はなされたが、その判断がない。
- 2 これは、理由不備の違法があることが明らかなので破棄を免れない。